

# 飲食店・宿泊施設など 厨房施設をお持ちのみなさまへ

## 下水道に **油** を流さないでください！

油脂類を排出する店舗等には「グリース阻集器」を設置してください ※建築基準法関係規定（昭和50年建設省告示1597号）

### 下水管に油脂類を直接流すと・・・



①油脂類が管内で冷えて固まる



②流れが阻害され汚物が溜まる



③下水管が完全に閉塞してしまう



④解消には多大な費用が掛かる

下水管に油脂類を直接流すと、**油脂類が冷えて固まり、下水管を詰まらせる**原因となります。結果、**汚水が道路や敷地などに溢れ出たり、油脂類の腐敗による悪臭など、周辺被害を引き起こす場合があります。**また、**解消作業（清掃等）に多大な費用を要する場合があります。**

そこで

「グリース阻集器」を設置し、油脂類を下水管に直接流さないようご協力をお願いします。

### グリース阻集器とは

グリース阻集器は、厨房等の排水に含まれる油脂類を除去する器具です。阻集器内に流入した排水中の油分は比重が軽いので浮上し、油分の少ない排水だけが下水管へ流れます。



### グリース阻集器設置時の留意点

#### ○適正な規格品を選びましょう

（公社）空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S217-2016）に適合する阻集器を選定・設置しましょう。

#### ○指定工事店に設置してもらいましょう

阻集器を含む排水設備の設置工事は、川崎市排水設備指定工事店でないで行えません。（川崎市下水道条例第6条）

#### ○維持管理をしやすい場所に設置しましょう

清掃等の作業スペースが確保できる位置に設置し、設置後は定期的な清掃等、本体の維持管理を十分行ってください。

安全で快適な暮らしに貢献する

KAWASAKI CITY

川崎市上下水道局



#### （問い合わせ先）

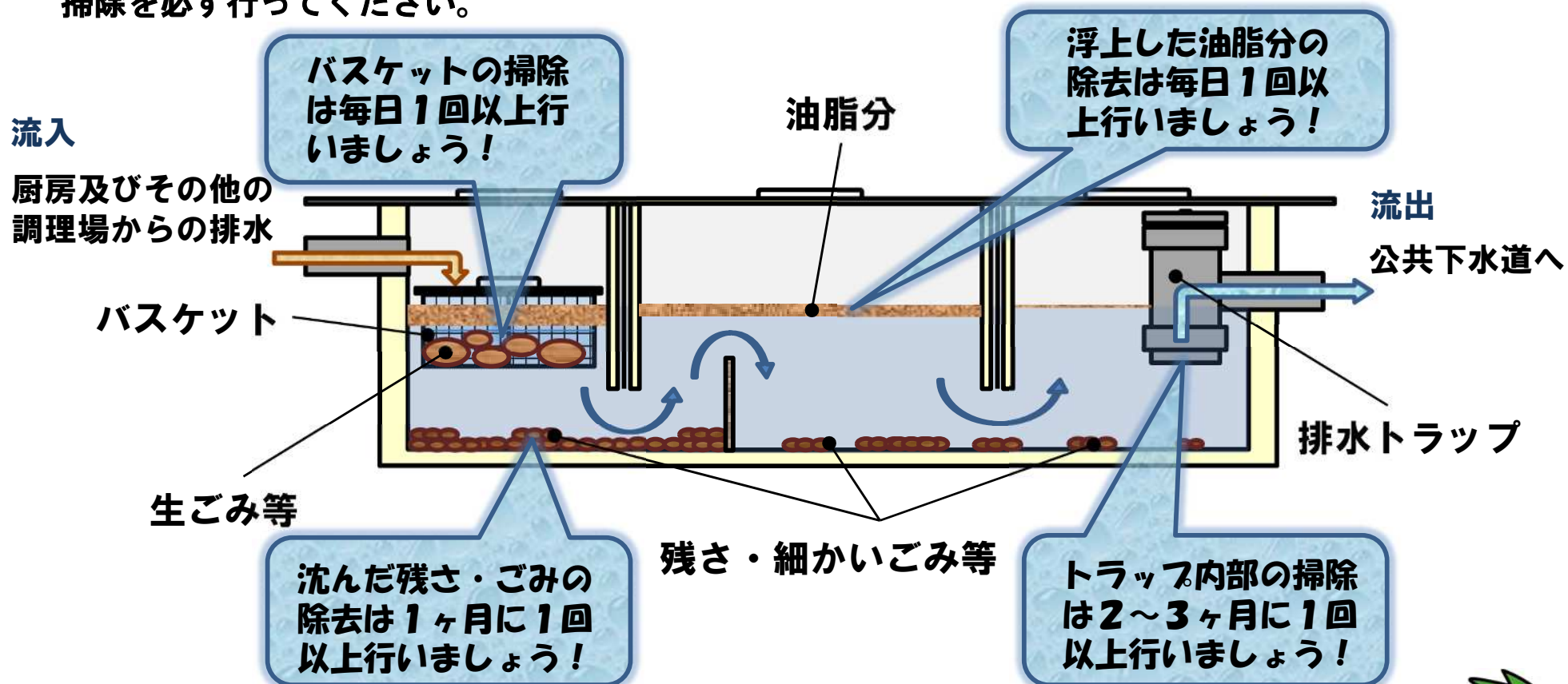
- 南部下水道事務所（川崎区・幸区） 044-344-4866
- 中部下水道事務所（中原区・高津区） 044-751-2966
- 西部下水道管理事務所（宮前区） 044-852-5131
- 北部下水道管理事務所（多摩区・麻生区） 044-954-0208

～清潔にお使いいただくために～

# グリース阻集器の維持管理について

## ・適正な維持管理をお願いします！

グリース阻集器の点検と掃除を怠ると、阻集能力の低下だけでなく悪臭及び害虫の発生や店舗排水管へ閉塞（詰り）などの悪影響を与え、店舗衛生上の問題となります。そのため、日々の点検と掃除を必ず行ってください。



### ※ご注意ください

- 1 グリース阻集器の清掃を行った際に取り除いた油脂分等は、廃棄物として正しく処理して下さい。
- 2 既存のグリース阻集器にばっき装置等を追加設置したり、油脂類を分解して排水するタイプの処理剤などは使わないで下さい。処理場の処理機能に悪い影響を与えてしまいます。

適正な維持管理をお願いします!

